第三十九条の二十の六の見出し中「課税対象金額」を「課税対象金額等」に改め、同条第一項中「規定する政令」を「規定する課税対象金額に対応するものとして政令」に、「第三項」を「以下この条」に改め、同条第三項中「第三十九条の十八第三項各号」を「第三十九条の十八第四項各号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第三十九条の十八第二項から第十項まで」を「第三十九条の十八第三項から第十一項まで」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え、同条を第三十九条の二十の七とする。

2　法第六十六条の九の三第一項に規定する部分課税対象金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、特定外国法人の部分適用対象金額を有する事業年度の所得に対して課される外国法人税の額につき、第三十九条の十八第二項の規定の例により計算した金額とする。

第三十九条の二十の五の次に次の一条を加える。

（特定外国法人の部分適用対象金額の計算等）

第三十九条の二十の六　法第六十六条の九の二第四項各号列記以外の部分に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、特殊関係株主等である内国法人に係る同項に規定する特定外国法人（以下この条において「特定外国法人」という。）の各事業年度の部分適用対象金額（同項に規定する部分適用対象金額をいう。以下この節において同じ。）につき、第三十九条の十七の二第一項の規定の例により計算した金額とする。

2　第三十九条の十七の二第二項の規定は、特定所得の金額（法第六十六条の九の二第四項に規定する特定所得の金額をいう。以下この項において同じ。）を計算する場合において、当該特定所得の金額に係る第三十九条の十七の二第二項に規定する源泉税等の額があるときについて準用する。

3　法第六十六条の九の二第四項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額、同項第二号に規定する政令で定めるところにより計算した金額及び同項第三号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、特定外国法人が当該事業年度において支払う負債の利子の額の合計額につき、第三十九条の十七の二第三項から第五項までの規定の例により計算した金額とする。

4　法第六十六条の九の二第四項第六号に規定する政令で定める使用料は、次の各号に掲げる特許権等（同項第六号に規定する特許権等をいう。以下この項において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める使用料（特殊関係株主等である内国法人が当該各号に定めるものであることを明らかにする書類を保存している場合における当該使用料に限る。）とする。

一　特定外国法人が自ら行つた研究開発の成果に係る特許権等　当該特定外国法人が当該研究開発を主として行つた場合の当該特許権等の使用料

二　特定外国法人が取得をした特許権等　当該特定外国法人が当該取得につき対価を支払い、かつ、当該特許権等をその事業（法第六十六条の六第三項に規定する特定事業を除く。次号において同じ。）の用に供している場合の当該特許権等の使用料

三　特定外国法人が使用を許諾された特許権等　当該特定外国法人が当該許諾につき対価を支払い、かつ、当該特許権等をその事業の用に供している場合の当該特許権等の使用料

5　法第六十六条の九の二第五項第二号に規定する政令で定める金額は、特定外国法人の各事業年度の決算に基づく所得の金額（当該各事業年度の所得を課税標準として課される第三十九条の十五第一項第二号に規定する法人所得税の額を含む。）とする。

第三十九条の二十三第一項第一号ロ中「第十三項第二号」を「第十八項第二号」に改め、同項第五号ホ中「第五項第四号」を「第五項第三号」に改め、同項第七号を削り、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　実績判定期間内の日を含む各事業年度又は各年の特定非営利活動促進法第二十八条第一項に規定する事業報告書等及び同項に規定する役員名簿等並びに同法第二十九条第一項に規定する定款等を同項の規定により所轄庁（同法第九条に規定する所轄庁をいう。以下この条において同じ。）に提出していること。

第三十九条の二十三第一項第八号中「法第六十六条の十一の二第三項の認定に係る申請の際、」を削り、「特定非営利活動促進法第九条に規定する所轄庁の」を「所轄庁から国税庁長官に対し、」に改め、「旨の」の下に「所轄庁の」を加え、「を受けている」を「がされている」に改め、同項第九号中「第六号」を「第七号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九　当該法人の第四項の申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、その設立の日以後一年を超える期間が経過していること。

第三十九条の二十三第五項第一号中「特定非営利活動促進法第二十八条第一項に規定する事業報告書等」を「寄附者名簿（各事業年度又は各年に当該法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名又は名称及びその住所又は事務所の所在地並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。次項及び第十一項において同じ。）」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「要件」の下に「（第一項第八号に掲げる要件を除く。）」を、「書類」の下に「（前号に掲げる書類を除く。）」を加え、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を削り、同条第六項を次のように改める。

6　法第六十六条の十一の二第三項の認定を受けたことがある法人は、第四項の申請書には、前項の規定により添付しなければならないこととされている寄附者名簿の添付を要しない。

第三十九条の二十三第十七項を同条第二十二項とし、同条第十四項から第十六項までを五項ずつ繰り下げ、同条第十三項中「第十五項」を「第二十項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十項から第十二項までを五項ずつ繰り下げ、同条第九項中「第五項」を「第五項第二号及び第三号」に、「又は」を「若しくは」に、「前項」を「第十二項」に改め、「定める書類」の下に「又は第七項若しくは前項の規定によりこれらの規定の所轄庁から提出された第七項各号に掲げる書類若しくは定期提出書類」を加え、同項を同条第十四項とし、同条第八項中「当該各事業年度の事業報告書、受け入れた寄附金の額に関する書類」を「第一項第五号ロ及びニに掲げる書類」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13　法第六十六条の十一の二第三項の認定を受けた法人に係る所轄庁は、当該法人の当該認定の有効期間内の日を含む各事業年度終了の日の翌日から四月以内に、特定非営利活動促進法第二十九条第一項の規定により当該所轄庁に提出された当該各事業年度の同項に規定する事業報告書等、役員名簿等及び定款等の写し（次項において「定期提出書類」という。）を国税庁長官に提出するものとする。

第三十九条の二十三第七項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11　法第六十六条の十一の二第三項の認定を受けた法人は、当該認定の有効期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿を作成し、これを財務省令で定めるところにより保存しなければならない。

第三十九条の二十三第六項の次に次の三項を加える。

7　国税庁長官は、第四項の申請書が提出されたときは、当該申請書を提出した法人に係る所轄庁に対し、次に掲げる書類の提出を求めることができる。

一　当該法人の第三項に規定する実績判定期間内の日を含む各事業年度又は各年の特定非営利活動促進法第二十八条第一項に規定する事業報告書等及び同項に規定する役員名簿等並びに同条第二項に規定する定款等で、当該所轄庁に提出されたものの写し

二　当該法人に係る当該所轄庁の証明書（当該法人につき法令、法令に基づく行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当の理由がない旨又は当該理由がある旨を証明する書面をいう。）

8　所轄庁は、前項の規定による求めがあつたときは、同項の書類を提出しなければならない。

9　法第六十六条の十一の二第五項に規定する政令で定める要件は、第一項第三号、第四号イ、ロ、ホ及びヘ、第五号並びに第七号に掲げる要件とし、同条第五項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。

一　法第六十六条の十一の二第三項の認定を受けた法人について当該認定時において同項に規定する政令で定める要件を満たしていなかつたことが当該認定後に判明した場合